



外国人のためのお知らせ



「東日本大震災による在留期間の延長等の 出入国管理の決まりについて」

●法務省の 2011年3月16日の お知らせにより、次の条件を すべてみたす人は 在留期間が 2011年8月31日に 延びます。

- ア 在留資格を 持っている 人
イ 在留期間が 2011年8月30日までに 終わる 人
ウ 「東日本大震災地に いた 人」又は
「外国人登録原票に 書かれた 所が 東日本大震災地の 人」

地震が 起きた時 在留期間の 特例で 在留して いた 場合や 外国人登録法での 家が 特定区域にあり 再入国許可で 出国していた 人が 2011年8月30日までに 再入国した場合 (再入国 出来る時 までに 再入国した 場合) も延びます。

●問い合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター [0570-013904、(IP・PHS・海外:03-5796-7112)]、
または、近くの地方入国管理局 [横浜支局 045-769-1720、川崎出張所 044-965-0012]

「川崎市国際交流センターの外国人相談について」

●何か 聞きたいことや、困ったことは ありませんか? (無料)

- 相談時間 (午前10時から12時 午後1時から4時)
- 相談場所 (元住吉駅)
- 面談 または 電話 044-435-7000

・川崎市役所 無料外国人相談 (面談)

言 語	曜 日	時 間
英 語	第1、第3木曜日	午後2時から 4時半
中 国 語	第1、第3火曜日	午後2時から 4時半
タガログ語	第1、第3火曜日	午前9時半から12時

・麻生区役所 無料外国人相談 (面談)

言 語	曜 日	時 間
英 語	第1、第3木曜日	午前9時半から12時
中 国 語	第1、第3火曜日	午前9時半から12時
タガログ語	第1、第3水曜日	午後2時から 4時半

言 語	曜 日
英 語	月曜日から土曜日
ポルトガル語	火曜日・金曜日
韓国・朝鮮語	火曜日・木曜日
中 国 語	火曜日・水曜日・金曜日
ス ペ イ ン 語	火曜日・水曜日
タ ガ ロ グ 語	火曜日・水曜日

※日曜日はお休み

行政書士による無料相談会 (日本語) (通訳は予約が必要です。)

場 所: 国際交流センター2階 協会会議室

日 時: 7月3日 (午前10時から午後4時)、

その他の月は毎月第3日曜日 (午後2時から4時)

編集後記

東日本大震災が起きた直後、国際交流センターには大勢の市民が自主避難して来られました。本号では、震災後の国際交流協会の対応や活動について特集しました。今年度は、表紙に国際交流協会のイベント・シーンを載せます。地域に根差した国際色豊かな活動の広報を目指して参ります。大勢の皆さんのご参加をお待ちしています。

(編集ボランティア 小島俊彦)

SIGNALに対するご意見・ご感想がございましたら、ぜひ、FAXやE-mailでお聞かせください。(FAX:044-435-7010 E-mail: kiankawasaki@kian.or.jp)



発行 川崎市国際交流センター

印刷・製本 八幡印刷株式会社

〒211-0033 川崎市中原区木月祇園町2番2号

TEL 044-435-7000 FAX 044-435-7010 http://www.kian.or.jp/kic/

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-9-7-403 TEL 03-3493-4381 FAX 03-3493-4382